



社労士のつぶやき 60 用語の拘泥(こだわり)

「職業は？」私だけでなく、多くの皆さんもこのように尋ねられることがあると思います。私の場合、最近知名度が上がったため、「社会保険労務士です」と答えると「ああ、ご立派な云々（あるいは企業の味方云々）・・・」と返されるようになってきましたが、正直言って答えにくい質問です。なぜなら、社労士はあくまでも「資格名」であって、「職業」とはちょっと違うからです。いや、医師だって栄養管理士だって「資格名イコール職業名」だから、こだわらなくてもいいじゃないか、と言ってくれる方もいらっしゃいます。では、世の大半を占める労働者の皆さんは、何と答えるのでしょうか？よくアンケート用紙で職業欄がありますが、何と書いてます？「会社員」？「アルバイト」？あるいはエリートっぽく「銀行員」等々と書かれる方もいらっしゃるでしょうが、それって職業名なのでしょうか？

政府が発行している「職業名分類」では、大分類から小分類まで、例えば警備員一つでも施設警備や機械警備、守衛など、細かく分けられて定義されています。しかし、この分類に沿って答える人は少ないでしょう。その理由は、日本の労働者は職業を定義するのが非常に困難であるし、また経営者も嫌がるためです。何故なら、会社に入れば業務命令で営業、経理、販売員、運転手など、どんな「職業」でもこなしてもらわないと困るからです。「定年まで〇〇ひとすじ」という人の方が珍しいでしょう。そういう意味では「会社員」も日本的な「職業名」と言えるかもしれません。だから会社に入ることを「就職」と言わず「就社」と言う方もいらっしゃいます。

こんなことにこだわっているのは、現在、労基署やハローワークなどが用語の使い方をますます厳密にしているからです。社労士の仕事の一つに就業規則の作成がありますが、会社員、従業員、職員、スタッフ、どれも同じ労働者を指すのに、用語の統一を求められます。その上パート、有期雇用、派遣などでも規則の適用が異なります。さらに先ほど述べたように会社内での職業分類、つまり営業や製造、事務や販売でも適用が異なってくるため、より厳密な分類と定義が必要になってきているのです。大企業などでは当たり前かもしれませんが、中小零細企業も社内での雇用形態と職業分類をきっちりと定め、正社員になったり部署が変わったりすればその都度人事異動として記録することが求められる時代になりそうです。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2018年12月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	143円
ハイオク	153円
軽油	124円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	144円
ハイオク	154円
軽油	122円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	136.4~138.4円	136.4~138.4円	137.5~139.5円
ハイオク	146.4~148.4円	146.4~148.4円	147.5~149.5円
軽油	117.6~119.6円	117.6~119.6円	116.9~118.9円

【価格は税抜】